

企画競争実施の公示

平成30年4月25日

近畿地方整備局

浪速国道事務所事務所長 古川 慎治

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 国道163号清滝生駒道路不動産鑑定評価業務（その1）
国道163号清滝生駒道路不動産鑑定評価業務（その2）
- (2) 業務内容 浪速国道事務所における用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務とし、業務の評価対象地域は次のとおりとする。
・国道163号清滝生駒道路事業
・生駒市
・住宅地域、商業地域、宅地見込地地域、農地地域及び林地地域
- (3) 履行期限 平成31年3月20日

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請の手続を行った者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (7) 業務を履行する不動産鑑定士が不動産の鑑定評価に関する法律第40条第1項又は第2項の規定による懲戒処分（戒告を除く。）を受けていないこと。

- (8) 不動産の鑑定評価に関する法律第41条の規定による処分（戒告を除く。）を受けていないこと。ただし、地域を限定して同条の規定による業務の停止を命ぜられた場合において、当該地域が本業務の評価対象地域に含まれていないときは、この限りではない。
- (9) 奈良県内に業務を履行する不動産鑑定士が恒常に常駐する本店又は支店等営業所が存すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (11) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書（平成20年4月17日付）I.『改革の方針について』(3) 1. ③に掲げる法人でないこと。

3. 特定するための評価基準

下記により評価し、評価の合計点数の上位から2者特定する。

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績
　　公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針
　　評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法、鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項 等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0094 大阪府枚方市南中振3-2-3

国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所 経理課 契約係

電話：072-833-0261

FAX：072-833-9404

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成30年4月25日から平成30年5月15日までの毎日
　　9時00分から16時00分まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。

- ②場所 4.(1)に同じ。

- ③方法 書面により交付を行う。なお、郵便（着払）による交付を希望する場合は4.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成30年5月15日（火）16時00分

②場所 4. (1)に同じ。

③方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

ただし、持参による場合は、行政機関の休日を除く、期限内の9時00分から16時00分に持参すること。

(4)企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない

5. その他

(1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4)提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)他の詳細は説明書による。